

高石市教育委員会定例会会議録

(令和 8 年 7 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和 8 年 7 月 8 日 午後 3 時 0 0 分
閉 会	令和 8 年 7 月 8 日 午後 3 時 2 7 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 教 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教 育 部 次 長 : 山 崎 陽 子 教 育 総 務 課 長 : 吉 村 智 博 社 会 教 育 課 長 : 足 立 和 哉 学 校 教 育 課 長 : 菅 原 庸 晴 教育総務課課長代理 : 水 谷 亘 学校教育課課長代理 : 坂 本 修 仁 教育研究センター所長 : 村 山 あぐる こ ども 家 庭 課 長 : 橋 本 昌 彦 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	議案第 1 号「高石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。 本議案は、高石市教育委員会通則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、高石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。 これは大阪府において、令和 9 年度より学校組織における新たな職として主務教諭が設置されることに伴い、学校の管理運営に関する規則において必要な規定を整備するため、所要の改正を行うものです。 主な改正内容は、学校に置く職として主務教諭を加えるとともに、その職務について規定するものです。 主務教諭の主な職務内容については、教諭と同様、児童生徒の教育等をつかさどることに加え、命を受け、学校横断的な取り組みに係る内外との総合的な調整や経験年数の少ない教職員に対する体系的なサポートを行う中核的な役割を担うものとなります。 また、本規則の一部改正を機に、改め文及び新旧対照表に記載のとおり他の箇所についても必要な文言整理を行っています。
--------	--

	なお、本規則の施行期日は、公布の日としています。
佐野慶子委員	主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭となっていますけども、今後の見通しについて、わかっている範囲で教えてください。
学校教育課長	主務教諭の選考については、まだ詳しいスケジュールの方は届いていませんが、今後、この主務教諭選考にかかる要綱が市教委の方に届き、その後、選考のための推薦依頼文書が大阪府から届く予定となっています。 令和9年度からの職となりますので、今年度中に選考等が行われる予定となっています。
採決	可決

・ 議案第2号 令和9年度使用高石市立小中学校教科用図書採択について

学校教育課長	議案第2号「令和9年度使用高石市立小中学校教科用図書採択について」説明します。 高石市立小中学校の令和9年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、令和8年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければなりません。従って、小中学校の令和9年度の使用教科用図書については、6ページ、7ページに記載の令和8年度使用高石市立小中学校教科用図書一覧の教科用図書を令和9年度使用教科用図書に採択するものです。
採決	可決

・ 議案第3号 高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

学校教育課長	議案第3号「高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」説明します。 本議案は、高石市いじめ防止対策推進委員会条例第3条及び4条に基づき、適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するといった観点で、専門的な知識及び経験を有する方で、9ページに記載の候補者名簿の5名の方にいじめ防止対策推進委員会委員の委嘱をするものです。 なお、1名の方が新規で、4名の方が再任となっています。 委嘱日については、令和8年8月1日、任期については、委嘱された日から1年間、令和9年7月31日までとなっています。
採決	可決

・ 議案第4号 高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

社会教育課長	議案第4号「高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」説明します。 本議案は、高石市青少年指導員協議会会長の交替に伴い、社会教育法第15条第2項並びに高石市社会教育委員条例第2条、第4条第1項及び第2項の規定に基づき、11ページ記載のとおり解嘱及び委嘱するものです。 なお、任期については、令和8年7月9日から令和9年3月31日までとなっています。
採決	可決

・議案第 5 号 高石市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

社会教育課長	議案第 5 号「高石市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明します。 本議案は、高石市連合自治会副会長及び高石市青少年指導員協議会会長の交替に伴い、社会教育法第 30 条第 1 項並びに高石市立公民館条例第 7 条の規定に基づき、13 ページ記載のとおり、高石市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱するものです。 なお、任期については、令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。
採決	可決

・報告第 1 号 職員の人事異動について

教育総務課長	報告第 1 号「職員の人事異動について」説明します。 本報告は、高石市教育委員会通則第 2 条第 3 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、その旨を報告するものです。 内容については、土木部理事を併任していました教育部理事兼教育部次長が土木部での事務に従事することが終了し、15 ページに記載のとおり、令和 8 年 6 月 30 日付で土木部理事の併任が解かれたため、教育委員会事務局から市長部局への出向を解いたものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第 2 号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第 2 条第 1 項の規定に基づき処理したものについて、同条第 2 項の規定に基づき、17 ページから 19 ページ記載の教育総務課 1 件、学校教育課 2 件、社会教育課 22 件、こども家庭課 1 件、合計 26 件の報告をするものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第 3 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 7 月 7 日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があったものとして処理します。